

# 株式会社タイミーとの 包括連携協定の締結について

総合政策部 政策審議室 地域振興・共創推進室

# 株式会社タイミーとの包括連携協定の締結について

## 1 株式会社タイミーとの包括連携協定の内容

### (1) 協定締結日

令和6年11月8日

### (2) 特徴（主な連携事項）

#### ア 雇用創出（潜在的労働力の掘り起こし、女性活躍）に関すること

- ・ 就労・雇用に関する調査・分析
- ・ 市の就労に関する支援制度等の周知

#### イ 多様な働き方の理解促進に関すること

- ・ スポットワークの有用性に関するセミナーの開催  
（介護・農業分野などにおける人材確保につながる啓発活動）

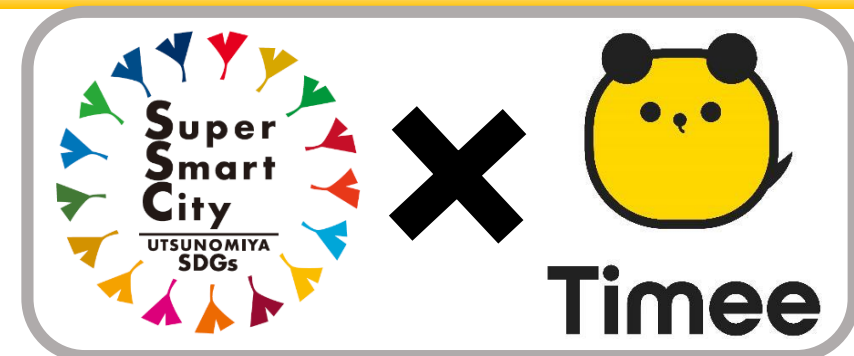
#### ウ 関係人口の創出に関すること

- ・ 県外・市外からのより一層の来訪者の増加に向けた、イベント等におけるスポットワークの活用促進

#### エ その他、本協定の目的に沿うこと

### (3) 有効期間

協定締結日から令和9年3月31日（以降、連携事項の実績等を確認した上で更新）



# 株式会社タイミーとの包括連携協定の締結について

## 2 株式会社タイミーとの包括連携協定による効果等

### (1) 本市における効果

- ・ 民間事業者における就労・雇用に関するデータやノウハウを新たな事業の検討等に活用することができる。
- ・ 市民や様々な業種の事業者に、スポットワークという新しい働き方の理解促進を図ることで、介護など人手不足が懸念される分野における、将来的な労働力の確保や女性の就業率向上などの課題解決につながることを期待できる。

### (2) 株式会社タイミーにおける効果

労働力人口の確保や潜在的労働力の掘り起こし、多様な働き方の推進など、社会課題の解決に向けて地域特性に応じた取組を実施できる。

### (3) 締結式

日時等： 11月8日（金）

午後2時45分から午後3時5分

市役所3階 特別会議室

出席者： 宇都宮市長

株式会社タイミー 執行役員 石橋孝宜 氏 ほか

